

## 北海道外来医療計画に基づく診療所開設後の地域医療への協力に関する 意向確認について

### 1 目的

- 道では、地域で中心的に外来医療を担う診療所が都市部に偏って開設されるなど、外来医療機能の偏在が課題となる中、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、令和2年3月に「北海道外来医療計画」を策定しています。  
本計画に基づき、地域の実情に応じた望ましい外来医療に係る医療提供体制を確保するため、診療所を新たに開設する医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を要請します。
- 地域で不足する医療機能（協力を求める外来医療機能）
  - ・ 夜間休日等における地域の初期救急医療への協力
  - ・ 在宅医療の実施

### 2 内容

- 外来医師多数区域に所在する保健所（現時点では、「札幌圏域」が対象。）において、新規に診療所（歯科診療所は除く。）を開設する医師等に対して、別添「外来医療機能に関する意向調書」により地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認します。
- 提出された意向調書については、結果を取りまとめて、地域医療構想調整会議で報告を行います。
- 提出された意向調書において、開業時点では対応できないが、将来的に「地域で不足する医療機能の実施」の意向を示している診療所に対しては、引き続き働きかけを行う等のフォローアップを行います。

### 3 対象

- 令和4年4月1日以降、診療所（歯科診療所は除く。）の新規開設予定者

## 診療所を新規に開設予定の皆様へ

道では、令和2年3月に道の外来医療に係る医療提供体制確保の方策を定めた「北海道外来医療計画」を策定いたしました。

診療所を新たに開設される皆様には、本計画の第8「各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針」に記載されております、開設場所が位置する圏域の外来医療機能の状況を御理解いただき、「地域の関係者と協調しつつ、地域で不足する外来医療機能を担うこと」について、御協力をお願いします。

また、このことについて所定様式の提出により、地域医療への協力意向の確認を実施することといたしましたので、併せて御協力をお願いします。

「北海道外来医療計画（令和2年（2020年）3月策定）」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/iryokeikaku/gairaiiryokeikaku.htm>

（ホーム > 保健福祉部 > 地域医療推進局地域医療課 > 北海道外来医療計画）

### 1 目的

診療所の新規開設手続に当たり、本計画に記載された二次保健医療圏ごとの外来医療機能の状況について、新規開設予定者に対して理解を求め、自主的な行動変容を促していきます。

### 2 内容

「外来医療機能に関する意向調書」の提出により、合意状況の確認を実施

### 3 対象

令和4年4月1日以降に診療所（歯科診療所は除く。）の新規開設を予定している方

### 4 提出書類

2部（上記ホームページからもダウンロードいただけます。）

### 5 提出時期・提出先

診療所開設届の提出に併せて、所管の保健所あてに提出をお願いします。

### 6 その他

提出いただきました回答内容については、開設場所が含まれる圏域の「地域医療構想調整会議」において、報告させていただきます。

#### 【問い合わせ先】

江別保健所企画総務課企画係

電話：011-383-2111

## 外来医療機能に関する意向調書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

提出者 氏 名

連絡先 (電話)

(E-mail)

### 1 診療所の名称等

名 称	
開設の場所	〒 電話 ( ) FAX ( )
開設年月日	
診 療 科 目	

### 2 地域で不足する外来医療機能の実施に関する合意の有無

地域で不足する医療機能の実施		<input type="checkbox"/> 合意する	<input type="checkbox"/> 合意しない
合意する 場 合	<input type="checkbox"/> 夜間や休日等における地域の初期救急医療への協力 <input type="checkbox"/> 在宅医療の実施		
合意しない 場 合	(理由)		

※本資料は、診療所開設届と合わせて所管の保健所に提出してください。また、提出いただきました回答内容については、開設場所が含まれる圏域の「地域医療構想調整会議」において、報告させていただきます。

(問い合わせ先)  
 北海道保健福祉部地域医療推進局  
 医務薬務課医務係  
 TEL:011-204-5993